

第 91 回広島県公共工事入札監視委員会議事録（概要）

開催日	令和 8 年 1 月 16 日（金）14 時 00 分から 15 時 45 分まで
場所	広島県庁本館 地下 1 階 入札室
出席委員	内田委員（委員長）、小玉委員、半井委員、桧崎委員、油納委員
議題	<p>(1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について</p> <p>(2) 抽出事案について</p> <p>①一般県道 三次江津線 道路改良工事（補助・R 7 - 1 工区） 【北部建設事務所】</p> <p>②令和 7 年度 県営ため池緊急整備事業 府中町第 1 地区 ため池廃止工事 【西部農林水産事務所】</p> <p>③広島県民文化センター調光盤更新その他工事 【文化芸術課】</p> <p>④地方港湾 厳島港（胡町地区）宮島 1 号栈橋補修工事 【西部建設事務所廿日市支所】</p>
審議対象期間	令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担当部署	広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ TEL 082-513-3821（ダイヤルイン）

報告内容

議題 (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について

- 入札方式別の発注工事件数は次のとおりである。

入札方式	件数
一般競争入札	315件
指名競争入札	89件
随意契約	11件
合計	415件

- 指名除外措置を行った件数は7件
 ○ 低入札価格調査を行った件数は160件
 ○ 入札契約過程に係る苦情申立て、入札談合情報、入札契約事務に係る働きかけ等は該当なし。

意見・質問

回答

- 低入札価格調査の件数の推移等の分析をしてみると、今後役に立つと考える。

- 件数の推移については、大きく変動はないと考える。
 しかし、調査基準価格の下限値を6月に改正した影響がどうなっているか等、頂いたご意見を参考にして対応を進めていく。

【建設産業課長】

審議内容

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案 1 一般県道 三次江津線 道路改良工事 (補助・R 7-1 工区)

意見・質問

回答

○ 規模の大きい工事だと思うが、1 者しか応札者がいなかったのはなぜか。

○ 工事の施工場所が 3つの川が合流する地点の直下流に位置しており、現地の条件が厳しい事が影響していると考え。また、施工場所の一部は、アユ漁がさかんな場所でもあり、漁協組合や国土交通省との調整もある。加えて、1年のうち作業出来るのが、濁水期と呼ばれる雨の少ない時期 (11月から6月中旬頃)のみであり、3年程度と工期も長いので、地場の業者で現地に慣れている業者でないと応札し辛いのではないかと推察している。

○ 工区を分割して発注は出来ないのか。

○ 昨年度からの継続工事であり、今後の発注計画等、全体を見た上で連動して工区の設定をしているため、分割での発注は難しいと考える。

○ 昨年度も落札業者は同じか。

○ 昨年度に落札した共同企業体にも今年度と同じ落札業者は入っている。

○ 新しい業者が入るのは難しいか。

○ 他の工区では別業者も落札している事もあり、実態として必ずしも限られた者しか入札出来ないわけではないが、難易度の高い工事など、案件によっては参加しにくいといった面もあるかもしれない。

【北部建設事務所長】

審議内容

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案2 令和7年度 県営ため池緊急整備事業 府中町第1地区 ため池廃止工事

意見・質問

回答

- 一者以外応札を辞退された原因は何か。
- ため池を廃止する工事の難易度は高いのか。
- なぜ指名競争入札なのか。
- 仕事の難易度が高くないのであれば応札者が少ないのはなぜか。
- 1者も応札者がいない事例もあるのか。また、それは時期等も関係するのか。
- 業者の指名の仕方はどうしているのか。
- 難易度もそこまで高くないという事で、もう少し実績のある者を増やせるような工夫を検討して欲しい。

- 工事の規模が小さく、ため池での作業となるので、作業効率が悪くなるのが原因であると考える。
- 難易度は高くはない。
- 要綱で、一千万円を下回るものは、指名競争入札となっている。
- むかみでの作業等があり、作業効率が悪くなるので、業者が応札を控えているのではないかと考えている。特にため池廃止工事をした事がない業者は敬遠しているのではないかと推察している。
- 1度応札者がいない事例があった。聞き取りの結果、年度末等なら受注できるという回答があった者もあり、時期等が関係していると考える。
- 先に実績のある者を選定した後で、残りの業者を上位ランク等から選定している。
- 承知した。

【西部農林水産事務所長】

審議内容

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案3 広島県民文化センター調光盤更新その他工事

意見・質問

回答

○ 随意契約にしたのは、広島県民文化センターの休業期間が定められている中で、一般競争入札をしていては、工期に間に合わないという理由であるか。

○ お見込みのとおりである。事前に設定している休業期間に工事を施工しなければならず、随意契約をしなければ工期末に作業が間に合わないという判断で随意契約を行った。

○ 先に休業期間を定めたのはなぜか。

○ 県民文化センターの貸し出しが1年前から予約が出来る。よって、事前に休業期間を定めておかなければ、予約を取り消すといった状況になってしまうので先に設定した。また、休業期間に工事が出来なければ、休業期間後に予約を入れている方に取り消しの連絡や、指定管理者への休業補償等をしなければならない。

○ 一般競争入札を一度行ったが、落札者が決まらなかった。そこで随意契約に切り替えたという事か。

○ お見込みのとおりである。落札者が決まらなかった後に再度、一般競争入札をする事を検討したが、時間が間に合わない判断し、随意契約とした。

○ 再度入札を検討したが、時間が間に合わなかったというのは、どういう事か。休業期間が定まっている以上、一般競争入札で落札者が決まらなかった場合は時間が足りないので随意契約という話にはならなかったのか。業者に工期短縮を依頼する事を前提としていたという事か。

○ 実際に業者と話をしてみた上でないと、期間が間に合うかどうか分からなかった。協議をした結果、工期短縮は難しいという結論になった。

○ 再度入札を行う際の手続きがどのくらいの期間かかるのか等を整理し、今後は事務にあたる様にしなければならないのではないか。また、一般競争入札で落札者が決まらなかったとは、1者は応札があり、予定価格を超過していたという事か。

○ お見込みのとおりである。予定価格を超過していた者が1者いた。

○ 随意契約で見積を出してくれた唯一の者がいたという話だが、その者と予定価格を超過した者は同一であるか。

○ 同一ではない。予定価格を超過した者にも見積を依頼したが、見積を依頼した時期からの工期では施工は不可という回答があった。

○ 予定価格を超過した応札額と、最終的な随意契約の額はどちらが高いか。

○ 随意契約の金額の方が高かった。

○ 金額が高くなった要因は何であると考えるか。

○ 発注をかけている機器が新基準に代わる狭間の期間で、機器の入手が困難であった事、納期が迫っていた事が原因だと考えられる。

○ 一般競争入札で再度するのか等、工期が決まっている中での発注では、今後も同様の事が起こらないような工夫をして欲しい。

○ 承知した。

【文化芸術課長】

審議内容

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案 4 地方港湾 厳島港 (胡町地区) 宮島 1 号栈橋補修工事

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ○ 栈橋の点検はどの業者が行っているのか。 ○ 定期的な委託なのか。 ○ 今回落札業者は、令和元年からずっと保守を依頼しているという事だが、栈橋の状態のチェックはしていなかったのか。 ○ 全体の中に栈橋も含まれているのであれば、異変に気付く事もあるのではないかと。緊急で随意契約をするまで気づけなかったのはなぜか。 ○ 落札業者が工事に精通しているとはどういう意味か。 ○ 栈橋に何か異変があった際は落札業者がずっと対応しているのか。 ○ 年間業務委託はどのような発注方式か。 ○ 落札業者でないと、施工は難しいのか。 ○ 定期的な点検は5年に1度していると聞いたが、令和4年に点検した時からここまで一気に劣化が進んだのはなぜか。 ○ 5年に1回の定期点検で、気づかない損傷が見つかるのであれば期間を空けすぎなのではないか。例えば2年に1回等の間隔に変える等は出来ないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンサルタント会社に委託をした。 ○ 緊急点検としてお願いをした。 ○ 栈橋のみの保守業務委託ではなく、厳島港を含めた廿日市市全体の港湾関係の年間業務委託を契約しているので、栈橋だけを注視して点検はしていなかった。 ○ 年間業務委託契約の内容が、点検業務がメインではなく、地元の関係者から異変があると連絡があった際に、軽微のインフラ施設の補修をする様な内容である。よって、栈橋の点検は業務としては含まれていなかった。 ○ 近年に行った栈橋の補修や令和6年の応急的な対応等、異変が見つかった時に補修対応を経験しているという意味である。 ○ はい、近年はそういった対応をしている。 ○ 指名競争入札である。 ○ はい。利用状況の激しい栈橋で、頻繁に異音等の通報もある場所なので、他の業者が応札する事が今はない状況である。 ○ 令和4年の点検の結果、損傷が激しいと判断した所は、令和5年度に修繕をしている。 しかし、今回まで劣化が進むとは点検時点では判断が出来なかった。 ○ 5年に1度の定期点検は法的に定められた、期間であるので、そこに従っていたが、ご意見のとおり、期間を短くする等検討しなければいけないと考える。

【西部建設事務所 廿日市支所長】